

令和 8 年 3 月 6 日

受注者様

吹田市総務部契約検査室長

インフレスライド条項(工事請負契約書第26条第6項)に係る運用について

吹田市においては、国土交通省からの「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価の早期活用等について(令和 8 年2月 18 日付け)」の通知に基づき、一定の既契約工事については、賃金等の急激な変動に対処するためのいわゆるインフレスライド条項(工事請負契約書第26条第6項)を下記のとおり運用します。

なお、受注者におかれましては、請負代金額が変更された場合は、この趣旨をご理解いただき、元請企業と下請企業の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切な対応をお願いします。なお、この場合、契約変更時に技能労働者への賃金引き上げ等についての「誓約書」を、工事完成後に、これらのことについて適切に対応された旨の「報告書」を提出してください。

記

1 適用対象契約

残工期が基準日から2か月以上ある既契約案件

※ 基準日:発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議を請求した日から起算して、14日以内で発注者と受注者が協議して定める日(請求日とすることを基本とします。)

2 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額(スライド額)の考え方

スライド額は、当該契約に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とします。

3 スライド協議の請求

スライド協議の請求は、別紙により当該工事の工事担当室課に請求してください。